

令和7年3月25日

名古屋港埠頭株式会社

令和7年度からのコンテナ業務の名古屋四日市国際港湾(株)への集約に伴う変更について

当社は、名古屋港管理組合、名古屋四日市国際港湾(株)と港湾の管理運営効率化の検討を重ねてきた結果、令和7年4月1日より、これまで当社が行ってきた名古屋港のコンテナターミナルの施設に関する利用者調整、設計、工事監理を始めとする現場の関連業務について、名古屋四日市国際港湾(株)に集約することとなりました。

1 令和7年4月1日から名古屋四日市国際港湾(株)が実施するもの

- ・コンテナ施設の維持管理
- ・コンテナ施設の修繕・改修
- ・飛島ふ頭東側ガントリークレーンの保守 など

2 引き続き当社(名古屋港埠頭(株))が実施するもの

- ・飛島ふ頭北、南コンテナターミナルの料金徴収 など

以上

<問い合わせ先>

名古屋港埠頭株式会社事業部

担当:安藤、浜島、榎木

TEL : (052)398-1080

なお、名古屋四日市国際港湾(株)のコンテナ業務集約による組織、機能強化については、名古屋四日市国際港湾(株)のホームページをご確認ください。

<http://www.nypc.co.jp/pdf/20250324-organizational-functions.pdf>